

魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会・会議、企業ミーティング、合宿及び教育旅行並びにこれらに類するものをいう。
 - (2) 学会 学者等により構成される団体であって、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするものが主体となって、当該団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会又はこれらに類するものをいう。
 - (3) 大会・会議 各種の団体及び組織の構成員が、特定の課題に対して意見の発表又は討論をするための集会又はこれらに類するもの（スポーツ大会等を除く。）をいう。
 - (4) 企業ミーティング 企業等が自社の社員、グループ社員等に対して行う各種会議、研修会、セミナー、式典等又はこれらに類するものをいう。
 - (5) 合宿 各種の団体及び組織の構成員が行うスポーツ活動、文化活動等に関する練習若しくは交流、親睦を目的とした活動又はこれらに類するものを行うために、一定期間滞在するものをいう。ただし、大会出場を目的として、大会の直前又は直後に一定期間滞在するものを除く。
 - (6) 教育旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校行事の一環として、教職員の引率により児童又は生徒が行う団体行動を伴う見学、研修のための旅行又はこれらに類するものをいう。
 - (7) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（市営の宿泊施設、キャンプ場等の簡易な施設を除く。）をいう。
- (補助金の交付)

第3条 市長は、多様な交流及び滞在型観光客数の増大を図りながら、賑わいを創出するため、コンベンションの主催団体（以下「主催団体」という。）に対し、予算の範囲内において魚津市コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となるコンベンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) コンベンションの全部又は一部が市内で開催されるものであること。
- (2) 参加者のうち富山県外から参加する者で、市内の民間宿泊施設に宿泊するものの延べ人数が、50人以上であること。
- (3) コンベンションを開催するに当たり、市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の交付、市又は市教育委員会の後援に基づく公共施設の使用料若しくは利用料金の減免又はこれらに準ずる助成を受けていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が主催又は共催するものでないこと。
- (5) 政治活動、宗教的活動又は営利活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗を害するものでないこと。

(交付の対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象経費、補助金額及び補助限度額は、次のとおりとする。

| 対象経費 | 補助金額 | 補助限度額 |
|-------------------------|--|--|
| コンベンションの開催に要する魚津市内での宿泊費 | (1) 県外からの参加者 1人1泊につき1,000円 (2) 外国からの参加者で 日本国籍を有しない者 1 人1泊につき6,000円 | (1) 学会、大会・ 会議、企業ミーティ ング 1団体1回に つき50万円を限度と する。 (2) 合宿、教育旅 行 1団体1回につ き30万円を限度とす る。 |

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする主催団体は、原則としてコンベンションの開催日1月前(その日が閉庁日に該当する場合、その直前の閉庁日)までに魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 参加者名簿
- (4) 開催要領
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市コンベンション開催事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該交付申請者へ通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

（1） コンベンションの内容その他申請に係る事項を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2） コンベンションを中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前条の補助金の交付の決定を受けた主催団体が、前項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとするときは、魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 主催団体は、コンベンションが完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第7号）

（2） 収支決算書（様式第8号）

（3） 宿泊証明書（様式第9号）

（4） コンベンション開催施設利用料の請求書又は領収書の写し

（5） 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市コンベンション開催事業補助金額の確定通知書（様式第10号）により、当該主催団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、主催団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱又は交付の条件に違反したとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年5月15日魚津市告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月25日魚津市告示第51号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月12日魚津市告示第42号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書

年度において、魚津市コンベンション開催事業を実施したいので、魚津市コンベンション開催事業補助金を交付されるよう魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 参加者名簿
- (4) 開催要領
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

| | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| コンベンション の名称 | |
| 開催期間 | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） （ 泊 日） |
| 開催する会場 | |
| 宿泊施設 | |
| 参加者数 | 人 |
| 宿泊者数 | 県外からの宿泊者 人 国外からの宿泊者 人 |
| 延べ宿泊者数 | 県外からの宿泊者 延べ 人（泊） 国外からの宿泊者 延べ 人（泊） |
| （事業目的） （事業日程・内容） | |

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

年度魚津市コンベンション開催事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市コンベンション開催事業補助金について、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

1 交付します。

交付決定額 金 円

交付の条件

- (1) コンベンションの内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) コンベンションを中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) コンベンションが予定の期間内に完了しない場合又はコンベンションの遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 交付しません。

交付しない理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市コンベンション開催事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市コンベンション開催事業については、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容

- 2 変更（中止・廃止）の理由

- 3 補助申請金額（事業計画の変更の場合のみ）
（変更前）金 円
（変更後）金 円

- 4 関係書類（事業計画の変更の場合のみ）
 - （1） 事業計画書（様式第 2 号）
 - （2） 収支予算書（様式第 3 号）
 - （3） 参加者名簿

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市コンベンション開催事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市コンベンション開催事業について、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（様式第 7 号）
- 2 収支決算書（様式第 8 号）
- 3 宿泊証明書（様式第 9 号）
- 4 コンベンション開催施設利用料の請求書又は領収書の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

事業実績書

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| コンベンション の名称 | |
| 開催期間 | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） (泊 日) |
| 開催した会場 | |
| 宿泊施設 | |
| 参加者数 | 人 |
| 宿泊者数 | 県外からの宿泊者 人 国外からの宿泊者 人 |
| 延べ宿泊者数 | 県外からの宿泊者 延べ 人（泊） 国外からの宿泊者 延べ 人（泊） |
| (事業目的) | |
| (事業日程・内容) | |

様式第9号（第9条関係）

宿 泊 証 明 書

年 月 日

| | |
|------|-------|
| 宿泊施設 | 所在地 |
| | 名称 |
| | 代表者氏名 |

下記のとおり、県外・国外から宿泊があったことを証明します。

| コンベンション の名称 | 宿泊年月日 | 宿泊者数 | |
|-----------------|-----------|------|----|
| | | 県外 | 国外 |
| 宿泊年月日 及び宿泊者数 | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 年 月 日 () | 名 | 名 |
| | 合 計 | | 名 |

様式第10号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

年度魚津市コンベンション開催事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市コンベンション開催事業補助金については、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長